

第5章 児童生徒への支援のために

第5章では「生徒指導提要」をもとに、平成25年度養護教諭研究協議会の講義演習「養護教諭のコミュニケーション～子ども・保護者・校内連携のポイント～」の内容をまとめました。

Ⅰ 児童生徒とのコミュニケーション

1 児童生徒の健康課題を捉える

児童生徒は、自分の気持ちを言葉でうまく表現できないことから、心の問題が表情や行動に現れたり、頭痛・腹痛などの身体症状となって現れたりすることが多くあります。そのため、身体に現れるサインや児童虐待の兆候などを見逃さないようにするとともに、様々な訴えに対して、心身の健康観察や情報収集を図り、問題の背景を的確に分析することが重要です。

2 非言語のコミュニケーションを活用する

話すことは苦手だけど、
しっかり聞いてもらえるから安心



観察の工夫！

児童生徒の顔色、表情、姿勢など全体の様子を受け取り、緊張をほぐすなど、話しやすい雰囲気作りに努めます。

非言語のメッセージを大切に！

笑顔・視線・相づち
姿勢・動作・リズム・間・呼吸
テンポなど
話をしっかり聞いているよ。
大切にしているよ。という気持ちが伝わるように工夫します。

3 カウンセリング技法を活用し、自己理解を促す

心の問題を言語化できない児童生徒が増える中で、自分の課題を表現できるようにするために、教職員が受容的な態度で応じ、カウンセリング技法を活用することが必要です。

つながる言葉かけ	いきなり本題から始めるのではなく、始めは相談に来た労を労ったり、相談に来たことを歓迎する言葉かけや心をほぐすような言葉かけを行ったりします。 例：「部活のあと、ご苦労さま」「待っていたよ」「緊張したかな」など
傾聴	丁寧かつ積極的に相手の話に耳を傾けます。よくうなずき、受け止めの言葉を発し、時にこちらから質問します。 例：「そう」「大変だったね」など
受容	反論したくなったり、批判したくなったりしても、そうした気持ちを脇において、児童生徒のそうならざるを得ない気持ちを推し量りながら聞きます。
繰り返し	児童生徒がかすかに言ったことでも、こちらが同じことを繰り返すと、自分の言葉が届いているという実感を得て児童生徒は自信を持って話すようになります。 例：児童生徒「もう少し強くなりたい」 教職員「うん、強くなりたい」
感情の伝え返し	不適応に陥る場合には、自分の感情をうまく表現できない場合が少なくありません。少しでも感情の表現が出てきたときには、同じ言葉を児童生徒に返し、感情表現を応援します。 例：児童生徒「一人ぼっちで寂しかった」 教職員「寂しかった」
明確化	うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝えます。 例：「君としては、こんなふうに思ってきたんだね」

質問	話を明確化する時、意味が定かでない時に確認する場合、より積極的に聞いていよいよということを伝える場合などに質問を行います。
自己解決 を促す	本人の自己解決力を引き出します。 例：「君は、これからどうしようと考えている？」「今度、同じことが生じた時、どうしようと思う？」

II 連携のためのコミュニケーション

1 早期対応のために学級担任等と情報を共有する



養護教諭は、兆候に気付いた時点で学級担任等と連携し、日頃の学校生活の様子や成績、友達関係、情報から総合的に理解を深め、対応を検討します。必要に応じて学年主任や教育相談担当教員、不登校問題の担当教員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学校医などと校内連携を図ります。（第4章IV学校内連携の進め方参照）



2 保健室の情報を発信する

教職員に向けて、保健室利用状況（疾病・けが別来室者、頻回来室者等）、健康相談結果、児童生徒の生活時間や家庭での食事状況などの心身の健康に関する調査結果など、生徒指導や教育相談を実施する上での情報を提供します。



3 専門機関との連携を図る

養護教諭は、日々の学校保健活動の中で医療機関や相談機関等との連携の機会が少なからずあるため、保護者に専門機関を紹介したり、学校側の窓口となり、学校と関係機関等とをつなぐ役割を果たしたりします。（第4章V相談機関・医療機関へのつなげ方参照）

養護教諭が教育相談的役割を果たすためには以下のような点に留意することが必要です

- ・保健室で抱え込まずに、学級担任・ホームルーム担任等と情報交換をする。
- ・教職員や管理職と日ごろからコミュニケーションを図る。
- ・養護教諭の教育相談的役割や児童生徒が保健室を利用した場合の養護教諭と学級担任・ホームルーム担任との連絡の在り方等について共通理解を図る。
- ・校内へ定期的な活動報告を行う。
- ・職員会議で養護教諭からの報告の機会を確保する。
- ・校内研修会で保健室からの事例を取り上げる。
- ・学校行事や学年行事に養護教諭が参加し役割を認識する。
- ・教育相談の校内組織に位置付き、健康相談との連続性を持たせる。

忙しい学校生活では…

- ・相談時間が十分にない時は、時間を示して対応する。
- ・児童生徒なりの解決力を引き出すように、傾聴する。

文部科学省「生徒指導提要」引用

III 保護者とのコミュニケーション

児童生徒の健全な生活を支える睡眠や食事、健康問題への対応等について保健だよりなどで情報発信し、啓発活動を行います。また、保護者の相談にも対応するなど、学校と家庭との連携を図り、児童生徒への支援を行います。

保護者との面接の進め方

(1) 率直に必要な情報を伝える

「～なので心配しています」と伝え、児童生徒の問題解決が目的であることを伝えます。

(2) 保護者の話に耳を傾ける

家庭内の悩みが背景にあることを意識して、言い訳したり口を挟んだりせずに、親の訴えにじっくり耳を傾けます。不明な部分は質問し、相手の話が長くなる場合には、要点を確認しながら聞いていきます。

(3) 学校で支援できること、できないことを伝える

学校がどのように対応していくかと考えているか、家庭には何をしてもらいたいかも加えて、プラスの情報を取り入れて前向きな話になるように心がけます。

(4) 親が無口でうまく表現できないとき

「繰り返し」や「明確化」などのカウンセリングの技法が役立ちます。

(5) 保護者の健康問題が感じられる場合

無理やり説得しようとせずに、保護者に、安心してもらえるよう心がけます。また、その保護者以外に児童生徒の問題解決のキーパーソンとなる人を探すようにします。

あの手・この手

事実を伝えます。「大丈夫」と安易に伝えない。

IV 児童生徒・保護者を支える支援

チームによる支援とは、健康問題を抱える個々の児童生徒について、校内の複数の教職員などが、チームを編成して児童生徒や保護者を支援し、問題解決を図るものです。

平成25年度養護教諭研究協議会の演習「児童生徒・保護者を支える支援会議の在り方」の協議の記録から、効果的な連携による支援会議や支援の際に知っておきたいポイントが見えてきました。参考になる実践がたくさんありましたので紹介します。各学校で支援を行う際の参考にしてください。

養護教諭研究協議会 ※ 養護教諭研究協議会 11月21日北信 11月26日東信、中信、南信

「養護教諭のコミュニケーション 児童生徒・保護者・校内連携のポイント」グループ演習より

【演習内容】 担任役、養護教諭役、コーディネーター役、保護者役になり、支援会議のロールプレイを実施し、それぞれの役割と連携による支援会議の効果的な在り方を確認した。

1 支援をチームで進めるための基盤

(1) チームによる支援を進めるための意識づくり

- ・個人的に動きたい気持ちをまず抑えて、チームで共通理解し、確認し合いながら支援する意識を持つ。

- ・学級担任は、児童生徒への指導的な役割を担わなければならないため、教育相談的な役割との間で悩むこともある。養護教諭はこの役割の違いを認識し「学級担任と共に関わり支援を行う」ことを認識する。

(2) 児童生徒の情報収集や実態把握

- ・児童生徒を理解するためには、継続的な相談経過や様々な場面での行動観察、学級の掲示物、チェックリストや検査結果などあらゆる方法を利用して情報を収集する。
- ・学級担任、養護教諭など児童生徒に関わる多くの職員から情報収集し、実態把握に努める。
- ・中心的に関わる教職員は、様々な情報から課題を捉え共通理解するための支援シートを作成する。

(3) 保護者との教育相談による実態の共通理解

- ・頻回の保健室来室者など不適応傾向の児童生徒の情報については、家庭に伝えにくい一面もあるが、認識にずれが生じないように、担任を通して保護者に正確な事実を伝える。また、状況が複雑な場合や、緊急に医療的対応が必要な場合は、管理職に相談の上、担任同席のもとで教育相談を行う。

- ・あらかじめ保護者の悩みや支援会議で話題にしたいことを把握する。

(4) 自校の実情に応じた体制作り

- ・教育相談を組織的に行うために、コーディネーターとして校内体制の連絡、調整に当たる教育相談担当教員が中心となり推進する。
- ・学級担任や児童生徒の身近な教職員の不安や不満が強い場合は、コーディネーターや養護教諭等が不安な気持ちや不満を聴き、スクールカウンセラー等による相談を活用する。

(5) 校内委員会による支援段階の検討

- ・継続的に保健室を利用する児童生徒については、養護教諭は保健室での様子やその児童生徒の心理的な状況を捉え、資料を校内委員会に提供する。
- ・ケースごとに必要な対応の段階※について、コーディネーターを中心に学年会や校内委員会等で確認する。
- ・緊急的な支援が必要な場合は、管理職や教育相談担当者、特別支援教育コーディネーター等と相談し、支援会議を早期に開催して、チームによる支援を開始する。
- ・コーディネーターは、情報共有、具体的な対応など、校内委員会の目的に合わせて、参加メンバーを構成する。

※対応の段階には、学級での指導の工夫による対応、学年職員での対応、校内全体の協力による対応、専門機関との連携による対応などがあり、児童生徒のニーズを見極めることが必要です。

校内委員会において、支援の方向性を明確にしたい場合や支援を外部機関に広げたい場合は、保護者や外部機関を交えての支援会議を行います。

支援会議は児童生徒の支援ニーズに合わせ、学校生活だけではなく家庭生活も含めた支援の方向性を考えたり、長期間にわたる支援方法を検討したりするための会議です。

2 保護者と支援会議を行うための校内の支援会議や事前打ち合わせ

校内委員会や教職員による支援会議、学年会など、各学校の実情に応じて既存の会議を活用し、コーディネーターが中心となって進めます。

(1) 支援会議の目標を明確化

- ・支援会議の目的に応じて参加者を決め、担任は出席者名を保護者に知らせる。
- ・家族全体が関わる支援が必要な場合は、事前に両親やその他家族にも参加依頼する。

(2) 関係教職員が共通の認識を持っているかの確認と、それぞれの役割の決定

- ・「保護者を尊重して関わる」基本姿勢を確認する。
- ・支援会議参加者は、内容を簡潔に話せるように整理する。
- ・支援会議の経過をイメージし、方向づけの質問や提案についての筋道を立て、役割を決める。
- ・司会者、保護者に寄り添う役割（養護教諭等）、医療機関や外部機関を提案する役割、支援会議を客観的に観察する役割等、支援会議の目的に合わせて役割を決める。
- ・保護者の反論や攻撃的な言動に、誰がどのように対応するか事前に想定する。

(3) 本人の課題や支援方針、支援方法等の共通理解

- ・本人の実態や課題（生育歴、学級環境、友達関係、興味、得意、不得意）
- ・本人と保護者の願い・希望
- ・学校としての支援の方向性
- ・学校ができる具体的な支援（学習支援・成長支援）
- ・家族の状況や家族関係
- ・達成可能な支援目標（短期目標、長期目標）
- ・児童生徒の状況や経過による、自傷他害などの危険性

(4) 支援会議に必要な資料の準備

- ・進路関係については担任が中心となって様々な方向性を模索し具体的な資料を準備する。
- ・中間教室など、本人の居場所となり得る場所について、具体的な情報を確認する。
- ・コーディネーターは、連携マップを準備する。



あの手・この手

支援の方向性が明確でない場合もありますが、分かっている情報はできるだけ共通理解しましょう。

3 支援会議を進めるポイント

コーディネーターが中心となって支援会議を進行しますが、効果的な会議とするために、参加者も支援会議の雰囲気作りや進め方について理解しておくことが必要です。

(1) 環境整備等の事前準備・・・和やかな雰囲気作り

- ・座る位置への配慮、寄り添う役割が保護者の隣、あるいは正面（保護者に確認する）。関係者が円滑でない場合は保護者と対面させない。丸テーブルを囲んで座るのも良い。
- ・明るい照明やお花、お茶などを用意して、雰囲気作りに心掛ける。
- ・人数が多いと責められた感じを受ける場合があるので、4～6人程度が良い。
- ・保護者の席は廊下や外部から見えない位置にする。
- ・話しやすさを考慮し、保健室なども活用する。

あの手 この手

人間的な温かみや受容的態度は、忙しい時や、接しにくい保護者ほど忘れずに！

(2) 進行方法の工夫

① 肯定的な雰囲気で進めることを基本姿勢とする。

- ・支援会議の進行は、「これからのことを考える」未来志向を意識する。
- ・進行役は支援の見通しを踏まえ支援会議の進行計画(順番や内容)を立て、客観的な視点を持って会議を進める。

② 開始時(司会者)

- ・内容を焦点化するため、支援会議の目的を確認し、保護者への労い、終了時刻伝達を行う。
「今日は～と～について話し合いたいと思います」
- ・自己紹介の順番に配慮し、温かい雰囲気で自己紹介する。
- ・記録は全員がとらないように配慮し記録者がメモを取ることについて了解を得る。
- ・支援会議(特に初回)は、負担にならないよう1時間程度を目安とする。

③ 進行中

- ・時間を意識しながら進行し、終了時間を守ることを心掛ける。
- ・発言者を指名するなど、全員が発言できるようにする。
- ・保護者の話に対応して、その後の学校関係者の話へと進める。また、保護者の表情や反応を見ながら、状況に応じて順番を考える。特に、保護者が発言しにくそうな場合は、校内の様子を話しながら質問するなど、カウンセリング技法を活用して保護者が話しやすい状況を作る。
- ・話し合いの中で沈黙が長くならないよう、話し合われた内容を要約しながら進める。
- ・解決策が提示され、次の見通しが見えたところで終了すると次につながりやすい。

④ 終了時

- ・最後に内容を再確認し、次回までにしておくこと・できることを確認する。
- ・話し合いの中で扱えなかった内容は、次回以降に扱うことを約束する。
- ・次回の日程を決める。決められない時は、後日連絡する旨を伝える。
- ・最初は、1～2週間に1回程度の支援会議を計画する。
- ・「これからいつでも話しに来てください」などと伝え引き続き相談しやすいよう工夫する。

4 児童生徒・保護者を支える支援会議の工夫

(1) 傾聴し、保護者の気持ちに寄り添いながら、困り感を把握

- ・相づちを入れながら傾聴し、保護者の気持ちに寄り添う。
- ・「○○どうですか?」と語り始められる開かれた質問をし、「繰り返し」や「明確化」などを入れながら話しやすさを作るなど、困り感を語れるようにする。また、「繰り返し」を行いながら、訴えや状況を確認する。
- ・身近な話をきっかけとして、本音が出てくる場合もあるため、何気ない会話も大切にする。
- ・保護者は、責められていなくても、そう感じやすい立場であるため、支援会議参加者の意見が学校側に偏らないよう保護者の意見を大切にする。
- ・家庭における自傷他害などの危険性に関する事実確認をし、緊急性を見極めて具体的な対応策を検討する。
- ・児童生徒への関わり方について提案しても、保護者が受け入れられない場合がある。無理に納得や約束を得ようとせず、保護者が受け入れられるタイミングを考える。保護者へは「～して、いただけませんか」と具体的にお願いする。

あの手・この手

支援会議の中でも、カウンセリング技法を活用します!



(2) 保護者の安心感の確保

- ・子育てや親の対応を批判したり責めたりしない。
- ・保護者の努力を認めた上で効果的な関わり方を伝える。
- ・話しているうちに保護者を不安にさせる場合もあるため、フォローする体制を作つておく。
- ・支援会議の参加者が一生懸命解決策を考えている姿勢や、「具体的にかかわる方法」を提案することが保護者を元気づける。
- ・担任を始め、支援会議参加者が「待っている」という思いを保護者に伝える。
- ・進路や医療受診について、親に不安を与えないように具体的に肯定的な言葉掛けを考える。
- ・「障がい」、「病気」、「特性」など使用する言葉に注意する。
- ・保護者の不安が強い場合等は、保護者支援のために学校外部の専門機関につなげる。

(3) 児童生徒への具体的支援

- ・担任を中心とし、学校職員が児童生徒と一緒に楽しめる活動を探りながら、関係づくりを進める。

また、児童生徒と関わっている人や参加できている活動を利用して、支援に結びつける。

- ・苦しんでいる児童生徒に、担任や学校職員がどのように関わられるのかを考える。また身近なスクールカウンセラーを活用するため、まず保護者と相談を行うなど無理なく進める。
- ・連携シートを使い、できていることや得意なことを共有しながら、支援に生かす。
- ・見通しを持ち、小さなことでもよいので実践可能で具体的な支援案を出し合う。
- ・支援会議参加者が「この子を何とかしたい」という思いを共有する。

あの手 この手

状況により、保護者と担任等との関係がぎくしゃくすることも考えられます。その場合、コーディネーターや養護教諭等から「担任の希望や姿勢」を間接的に保護者に伝えるなどして、関係修復を工夫するとよいでしょう。

5 医療機関等外部機関との連携を進める上でのポイント

(1) 準備

- ・これまでの相談歴を確認し、内容を整理する。
- ・保護者は「医療受診は病気や特別と言うイメージが強く、学校から見捨てられるという不安を感じる」ことを認識し、引き続き学校も支援する姿勢を明確に示す。
- ・初回から医療機関や外部機関との連携を提案することは、難しいことを念頭におく。
- ・外部機関との連携の際、打ち合わせは具体的に行う。
- ・保護者の困難について聞いた上で、受診の目的を学校関係者が確認し、共通理解する。
- ・紹介できる連携マップを作成し、保護者が具体的に理解しやすい資料を準備する。

(2) 外部機関とつながりやすい状況の確保

- ・信頼関係のある人から、外部機関相談や医療機関受診を勧められると保護者も納得しやすい。
- ・保護者の「どこに相談したらよいか」という言葉を待ち、受診につなげるとよい。
- ・相談先の選択肢(連携マップ)を持っていて、保護者が選択できるように考える。また、提案を断られた場合の代案を考えておく。
- ・学校外の人材も活用して医療コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、保健師という専門的立場の人間から段階を踏んで医療機関を紹介してもらう。また、保健所等の思春期相談を活用できる。
- ・医療機関受診の前に、発達検査などを行うことが、医療機関受診のきっかけになる場合もある。
- ・学校から相談先や医療機関へ連絡を入れておく(混み具合などを確認)。
- ・保護者がまず医療機関を受診し、継続的に本人の状況を伝えて医師から助言を受け、時間をかけて本人が受診できるように保護者から子どもに受診の必要性を伝えていく。
- ・保護者と関係ができている職員が受診の同行を申し出る場合があっても良い。
- ・最終的な判断は、保護者に任せることが大切。
- ・医療受診を考えている場合でも、不安はあるものなので、保護者の様子を把握しながら、気持ちに寄り添い、言葉かけを行う。

(3) 外部機関提案の言葉かけ

- ・「良いところをさらに伸ばす方法や学校の活動に参加しやすい方法など、支援に必要なアドバイスを医療からいただきましょう」と投げかける。
- ・医療機関受診は特別なことではなく、学校生活をよりよく送るために必要で、進学にあたり不利にならないことを伝える。
- ・「今の状況より、良くしていくためには、どうしたらよいか?」と質問して保護者に考えてもらう機会を作る。
- ・「〇〇へ相談に行きましょう」と提案する。
- ・イエスかノーの回答にならないよう、「A病院とB病院どちらにしますか?」と勧める。

あの手・この手



医療機関受診は保護者であれば当然不安を感じるもので、また、状況に応じて不安が強くなる場合もあるので、それを念頭に置き、保護者の気持ちに沿って進めていきたいものです。受診にあたっては、受診の手続きの方法、状況や困難や悩みの伝え方、子どもへの説明方法など、保護者にとって具体的な方法が分からぬ場合も見られます。中には、医師から助言されたことを正確に理解できなかったり、不安が一層強まったりすることもあります。

保護者の状況によっては、受診同行や医療機関等との連絡を密にすることにより、よりよい支援につながることもあります。保護者の状況に合った支援の方法を考えたいものです。

文部科学省「生徒指導提要」、長野県教育委員会「特別支援教育コーディネーターハンドブック」引用

健康相談支援体制整備事業

心の健康問題などの解決に向けて、養護教諭が窓口となり専門医に学校での支援方法や受診の必要性についての相談を行う事業です。県内の5名の精神科医、1名の産婦人科医に電話やFAX、メールで相談を行うことができ、必要に応じて学校から医療機関に出向くこともあります。その年度の専門相談医名簿は年度初めに保健厚生課より通知します。

